

下水道の使用料 (2023年12月1日からの使用 消費税抜き)

- ・下水道の使用を開始されると、流した汚水の量に応じて「下水使用料」を納付していただくことになります。汚水の量は、直接計ることができませんので使用された水量によって算出します。
- ・使用料は、下水施設の運転管理や清掃、修繕をするための下水道維持管理費に充てられます。
- ・すべての下水道の使用料(公共下水・特環公共下水・集落排水・合併浄化槽・コミプラ)に適用します。

※下水道使用料金及びメーター使用料は税抜額で2か月分を表示しています。

【使用水量の決め方】

使用水	一般家庭		事業所
市水道のみ	市水道使用水量		市水道使用水量
市水道以外	下水メーターなし	世帯人数による認定水量	下水メーターによる水量
	下水メーターあり	下水用メーターによる水量	
市水道とその他の水を併用	下水メーターなし	世帯人数による認定水量	市水道使用水量と下水用メーターによる水量の合計
	下水メーターあり	市水道使用水量と下水用メーターによる水量の合計	

※下水に流れない水が多い場合、下水用メーターを取付ける方法で水量を換算することができます。

※下水用メーターとは、井戸水等の水源へ取付けるメーターまたは、下水へ入らない水を計るメーターのことです。

【認定水量(2か月分)】

1人世帯	16 m ³
2人世帯	30 m ³
3人世帯	46 m ³
4人目からは	
1人につき	12 m ³ を加算

【下水使用料金(2か月分)】

基本使用料金	16 m ³ まで	3,300 円(税抜)
超過使用料金 1 m ³ につき (税抜額)	17 m ³ から 40 m ³ まで	190 円
	41 m ³ から 60 m ³ まで	200 円
	61 m ³ から 100 m ³ まで	210 円
	101 m ³ から 200 m ³ まで	230 円
	201 m ³ から	250 円

【下水メーターの使用料】

下水用メーター【井戸水等】により算定する場合は使用量にメーター使用料を加算します。

口径	下水メーター使用料(税抜額)
13 mm	300 円
20 mm	400 円
25 mm	460 円
30 mm	1,040 円
40 mm	1,300 円
50 mm	2,440 円

【使用料の納付月】 2か月分を偶数月月末(12月は25日)までに納付していただきます。

【使用料の納付方法】

納付方法は、市役所または取扱金融機関やコンビニへ納付書により「直接納付」していただく方法と、届出の預金口座から納付期限日に自動的に引落としのできる「口座振替」の方法があります。口座振替依頼書は、市役所下水道課または各支所にありますのでご利用ください。

問い合わせ先 〒731-0592

広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

安芸高田市建設部下水道課 電話：0826-47-1204